## 杉並区立杉並第二小学校校舎改築検討懇談会運営要綱

平成 31 年 3 月 14 日 杉 教 第 10371 号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、杉並区立杉並第二小学校(以下「杉並第二小学校」という。)改築検討 懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。 (目的)
- 第2条 懇談会は、杉並第二小学校の改築に当たり、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。
  - (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
  - (2) その他校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

- 第4条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長(以下「部長」という。)が開催する。
- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めたときは、第3条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見 を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、平成32年3月31日までの期間において、必要に応じて開催する。 (会議の公開)
- 第5条 懇談会は、公開とする。ただし、部長は、必要があると認めるときは、非公開とする ことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。 附 則
  - 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
  - 2 この要綱は、平成32年3月31日をもってその効力を失う。

## 別表(第3条関係)

| 杉並第二小学校校長             | 1名 |
|-----------------------|----|
| 杉並第二小学校副校長            | 1名 |
| 杉並第二小学校通学区域内に存する町会の代表 | 5名 |
| 杉並第二小学校PTAの代表         | 2名 |
| 杉並第二小学校学校協力者の代表       | 2名 |
| 杉並第二小学校学校運営協議会の代表     | 2名 |
| 杉並第二小学校学校支援本部の代表      | 2名 |
| 杉二学童クラブの関係者           | 1名 |
| 学識経験者                 | 2名 |